

ポイント

2

# 感染症管理

# ちむぐくル〜ル



ポイント

3

# 記録

経営者・管理者は、感染症発生の状況を早期に把握し、保健所へ早期に届けることで、早い段階から感染症蔓延防止に向けた対策を講じることができます。

次のような場合は保健所に届け出ましょう。

- 1 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が **1週間以内に2名以上**発生した場合
- 2 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が **10名以上又は全利用者の半数以上** ※発生した場合
- 3 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意する。

## 感染症対策は日頃の取組みも大切です。

那覇市保健所（感染症→施設向け→高齢者施設向け）のホームページには以下の情報がありますので、ダウンロードしてご活用ください。

- ▶ **高齢者介護施設における感染対策マニュアル**（改訂版 2019年3月 / 厚生労働省）
- ▶ **高齢者介護施設向け：感染症対策のポイント**（那覇市保健所）
- ▶ **結核対策マニュアル【高齢者施設用】**（那覇市保健所）

那覇市保健所では、結核などの感染症に関する出前講座も実施しています。お気軽にご相談ください。



※感染症については、那覇市チャージがんじゅう課にも報告が必要です。「安全管理」における事故と同様、事故報告を提出ください。

那覇市保健所（受付：平日 8:30～17:00）

相談窓口

TEL : 098-853-7971（保健総務課 感染症グループ）

TEL : 098-853-7972（保健総務課 結核グループ）



笑顔の花を咲かせましょ♪

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅と医療・行政との連携のポイント



どんなに良いサービスを提供していても、介護記録がなければその事実を証明することは出来ません。

本人が施設や事業所でどのように過ごしていたかを示す資料になると同時に、どのようなサービスが本人に提供されていたかを家族や医療機関に提示する際の重要な証拠にもなります。個別支援計画を作成する時も、前回作成時からどのような変化があったか、本人の現在のニーズを知ることができ、その人にあった支援計画内容に変更する際の根拠にもなります。

## 1 スタッフ間で情報を共有する

介護スタッフ、ケアマネジャー、看護スタッフのほか、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）など多職種間で情報を伝達する手段です。スタッフ間で本人の情報をしっかりと共有することで、より良い介護を行うことができます。

## 2 ケアプラン（居宅サービス計画書）に反映させる

本人の状況の変化や介護内容を把握することで、現在のケアプランが適切かどうか検討したり、変化に応じて本人、ケアマネジャーと相談のうえ、ケアプランを変更したりすることができます。

## 3 介護の質の向上につなげる

介護記録をもとにスタッフ間で意見交換などを行い、介護サービスの質の向上を図ります。また、日常生活の記録をとることで本人や家族とのコミュニケーションが深まります。

## 5 最後に介護記録を負担にしないために！！

業務改善を考えた時に多くの職場で真っ先に見直されるのが介護記録です。負担軽減のために記録を簡略化する事業所もありますが、簡略化しすぎると本人の日々の様子が分からず、サービスの質の低下や、家族との関係構築が上手くいかない等の懸念が生じる可能性もあります。効率的かつ適切な書き方をマスターすることで、業務負担を減らしながら介護記録の効果を最大限活かせるようにしましょう。それは誰が見てもわかりやすく「誰が」「何を」「いつ」「どこで」「なぜ」「どのように」を基本に作成します。専門用語はできるだけ使わないようにすると良いでしょう。

## 4 法的な証拠となりうる

介護記録は、本人や家族からの開示を求められた場合に、公的記録として開示する必要があります。また、万が一、トラブルや事故が起きた場合は、介護記録が法的な証拠となりえます。



医師と

行政をうま〜く使いましょ♪

那覇市在宅医療・介護連携推進センター

ちいしーじー那覇

